

平成27年度第1回田舎館村総合教育会議 議事録

1 日時 平成28年1月28日(木)
開会：15時00分 閉会：16時04分

2 場所 田舎館村役場2階 庁議室

3 協議・調整事項

- (1) 田舎館村総合教育会議設置要綱について
- (2) 田舎館村教育大綱について

4 議題

- (1) 田舎館村教育大綱について
- (2) その他

5 出席者

(構成員)	田舎館村長	鈴木孝雄
	教育委員会	
	委員長	佐野ケイ子
	委員長職務代行者	成田良隆
	委員	久保田定治
	委員	浅利守
	教育長	金枝尚明

(構成員以外)

総務課長、教育課長、総務課庶務係長、教育課学務係長

(傍聴者) 2名

6 会議内容

○総務課長

皆さんお疲れ様です。定刻となりましたので、ただいまより第1回田舎館村総合教育会議を開催いたします。こちらの会議ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4により行われる会議となっております。こちらの条文の中に総合教育会議は公開するという一文がございます。ですので本日、津軽新報さんと村の広報が入っております。以上で進めたいと思います。よろしく申し上げます。それでは開会にあたり村長より挨拶をお願いします。

○村長

こんにちは。地方教育行政の法律が変わりまして、村として今日がスタートの日となります。村と教育委員会の意思疎通の場としてこのような会議ができたことで、村にとってよりよい教育大綱ができていくと思っております。どうか皆さんとともに教育大綱について検討し、今まで行ってきた教育で良いところは更にのばしていくような大綱作りをした

いと思っております。たとえば国際的な大人になるための教育をしていなければならぬ。大きな目標であろうと私は思います。日本には2千万人近くの方が観光で訪れております。日本でしか味わえないものを観光しているようですが、観光で訪れた方が母国に帰ってから、日本人の良さを話しているのではないかと思っております。ですから、日本の教育、社会の秩序をかなり見習っていると思いますので、日本の教育のあり方を各国の方に見てもらえる、そしてお互いがふれあえる、こういうものを前提とした教育を目標にたてていただければと思います。今日は皆さんからより良い教育について意見を出していただき、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○総務課長

ありがとうございました。続きまして教育委員長よりご挨拶をお願いいたします。

○佐野教育委員長

皆さんこんにちは。私から一言ご挨拶申し上げます。新たな教育委員会の制度になりまして、本日第一回目の総合教育会議が開催となり、いよいよ本格的に動き出すということで、改めて身が引き締まる思いを感じております。田舎館村の教育行政につきましては、村内の子どもたちが、安全で安心な教育環境を整備していくということと認識をしております。この点につきましては、教育に関する予算等十分ご配慮いただいていると感謝申し上げます。今回の制度改正により首長との連携の場が法的に整備されたということですので、この総合教育会議がより実効性のあるものと考えております。教育は人作りです。人作りはまちづくりにもつながると考えておりますので、皆様のため、子どもたちのために役割を果たして参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○総務課長

ありがとうございました。では議事に入る前に、この会議の事務局を紹介いたします。総合教育会議の事務局は総務課で行うこととなります。私本日の進行をしております総務課の阿保です。よろしくをお願いいたします。事務を担当します総務課庶務係の工藤です。

○事務局工藤

工藤です。よろしくをお願いいたします。

○総務課長

この会議は教育行政に関する議題となりますので、関係議題の説明等をするため教育課から課長と学務係長にも同席をいただいております。このような形で総合教育会議を進めて参りたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、次第に従いまして3番目の協議・調整事項について会議を進めて参ります。こちらの案件ですが、新教育委員会制度と総合教育会議について、2つめの田舎館村総合教育会議の設置と運営について、教育課から説明をお願いします。

○教育課長

教育課の中山です。今日はよろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

まず、資料の確認をお願いします。ホッチキス止めになっておりますが、ページ1からページ8までついているものがあると思います。それから資料1は5枚ものです。それと資料2ということになっております。ご確認いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、括弧1の新教育委員会制度と総合教育会議について説明させていただきます。

1 ページ目になりますが、地方教育行政の制度及び運営に関する法律の一部改正が行われました。平成27年4月1日より施行されておりましたので、この概要につきまして資料1で説明させていただきたいと思っておりますので、資料1をご覧ください。まず、1番目の新教育委員会制度についてご説明します。改正の趣旨としまして、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る。2 改正の概要です。括弧1 教育行政における責任体制の明確化。ア 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。イ 教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行い、任期は3年とする。ウ 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。括弧2 総合教育会議の設置、大綱の策定。ア 首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。イ 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、政府が定める教育振興計画を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。ウ 会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策や緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。括弧3 国の地方公共団体への関与の見直し。いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命若しくは身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示できることを明確化する。括弧4 その他 ア 現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。イ 旧教育長が在職する間、委員長としての任期は、旧教育長の委員としての任期が満了する日において満了する。少しややこしいんですが、簡単に言いますと新教育長が誕生した時、委員長は無くなるということです。2 ページ目をご覧ください。□ 総合教育会議について。1 位置付け 括弧1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、全ての地方公共団体において創設される。括弧2 首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場である。括弧3 教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。2 運営等 括弧1 会議の招集。ア 原則として首長が招集する。イ 必要に応じて教育委員会が総合教育会議の招集を求めることも可能。括弧2 会議の公開。住民への説明責任を果たすとともに、その理解と協力の下で教育行政を行う趣旨から、原則として公開することとされている。括弧3 議事録。議事録の作成とその公表について、努力義務が課せられている。括弧4 協議内容。教育の振興に関する施策の大綱の策定やその変更に関する協議のほか、教育の条件整備など重点施策の協議や、児童、生徒等の生命又は身体の保護や緊急な場合に講ずべき措置に関する協議を行うこととされている。括弧5 協議・調整の結果。括弧6 会議の庶務等。首長が総合教育会議を招集することに鑑み、首長部局で行うことが原則とされている。括弧7 その他の事項。総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正施行後、自動的に設置されるものではない。また、会議運営等に関し必要な事項は、総合教育会議が定めることとされており、当事者間で合意したものが内規として位置付けられる。ということとなっておりますので、本日の会議が開かれております。3, 4, 5 ページにつきましては、会議運営に関する文部科学省からの説明会の抜粋と、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋となっております

ので、説明は省かせていただきます。

引き続き次第の3の括弧2、田舎館村総合教育会議の設置と運営について説明させていただきます。2ページをご覧ください。田舎館村総合教育会議設置要綱（案）というところをご覧ください。2ページと3ページになります。よろしいでしょうか。田舎館村総合教育会議設置要綱（案）です。趣旨、第1条 この要綱は、村長と教育委員会が、十分な意思の疎通を図り、村の教育に係る課題やあるべき姿を共有し、村の教育行政に取り組むため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき、田舎館村総合教育会議を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。所掌事務、第2条 会議は、次に掲げる事項に関する協議及び事務の調整等を行う。括弧1 田舎館村の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議。括弧2 田舎館村の教育を行うための諸条件の整備その他の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策。括弧3 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置。組織、第3条 会議は、村長及び教育委員会をもって構成する。会議、第4条 会議は、村長が招集し、会議の議長となる。第2項 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、村長に、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。意見の聴取、第5条 会議は、協議及び事務の調整を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議及び事務の調整に関する意見を聞くことができる。会議の公開、第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。議事録の作成及び公表、第7条 村長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表する。第2項 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、前条ただし書きにより非公開とした部分を除き、田舎館村のホームページに掲載することにより行う。調整結果の尊重、第8条 会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。事務局、第9条 会議の事務局は、総務課とする。補足、第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において協議して定める。附則 この要綱は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。以上協議調整事項の内容について説明いたしました。皆さんで協議調整を行っていただきたいと思っております。以上です。

○総務課長

ありがとうございました。ただいま教育課長より今回総合教育会議がなぜ必要になったのかということと、それに基づいて村の総合教育会議の設置要綱についてご説明していただきましたが、これについて皆さんからご意見等があれば承りたいと思っております。

○鈴木村長

この会議は年に何回とか決まっていますか。

○教育課長

回数については決まっておりません。先ほどご説明したとおり、協議する必要がある時に開催することとなります。村長が協議する必要があると思われたときと、教育委員会が

協議する必要があると思われたときの2種類の招集の機会があると思います。

○久保田委員

今この会議を開くに当たってなぜ今この会議を作らなければいけないかというところなんですが、何か大きな事件とかあったのが原因なのか、そのところを説明したいいただきたい。

○教育課長

それが原因なのか定かではないですが、大阪の西宮高校でしたか。バスケット部員が自殺しましたよね。その時に当時の橋本徹市長が教育委員会サイドだけでは解決できないということ、盛んにマスコミ等に話をしていたという記憶をしております。それで国が動かされたというのが実情ではないかという気はしております。ただ、それだけが問題なのかというのは、それだけではなくて、皆さん共々、私も何ですが危惧しているのはいじめというものは、首長が入らないと責任の所在が、今までの教育委員会だとはっきりしないのが世論的かというと、思っている方が増えているのかなということだと思います。決して教育委員会がそれに関して全然無関心でいるということはないんですが、世論的にはそういうかたちで見られているのかなということで、今回こういう総合教育会議を全国の地方公共団体で設置しなさいということになったのではと思います。

○久保田委員

今説明を聞いて、児童生徒の生命に関わるとか、身体に関わるとかという用語が何回か出てきている。所掌事務の括弧1、2は今までと変わらないものですが、括弧3の児童生徒の生命及び身体に現に被害が生じとか、いじめという言葉も出てきていることから、やっぱり状態について責任を持ってきちんと話せるとか、村長、教育長がはっきり言えるというのを作るというのが、この会議の趣旨なのかなと思います。今までの記者会見を見ても、教育長が出てきて次の日になれば別な人が出てきてという、突っ込まれるところがたくさんあったと思う。これを見れば一人の人がほとんどの情報を得て、何を聴かれても大丈夫というのを作りたいのではないかなというふうに感じました。こういう問題が起きない場合は開催しないこともあいうるということですね。

○総務課長

そうです。現在定例で総合教育会議を開催するという事は考えておりません。突発的に事案が生じた場合は開催するという事になります。村の教育行政の執行機関としてはあくまでも教育委員会です。ただし、いじめの話もありましたが、設置要綱の所掌事務の括弧2のところ、教育を行うための諸条件の整備という文言もあります。これは、教育施設も入ると思います。今まで村長は部局が違いますので、教育については強く発言ができないというところもありますし、教育委員会にしてみれば、やりたいことはありますが、予算の決定権は村長にあるので、そういった話し合いの場も今まで無かったと思います。こういうことに関してもこの会議で教育行政に関してお互い方向性を共有するという会議だろうと思っておりますので、定期的にも開催しても題材がないのかなと思います。ただ、教育課長もいいましたが、村長が開催の必要があるとか、教育委員会で案件が発生したときに開催要請をしていただき、協議をしていただければと考えておりました。

○鈴木村長

学校教育、家庭教育はもちろん入ってくるんですが、この中に社会教育についてもある

んですか。

○教育課長

入っております。

○鈴木村長

事件が起きて、我々の教育の中に何か足りない部分があったのか、ということはこの会議で分析しながら対応していかなければならない。こういう場合は非公開で行いたい。

○教育課長

教育委員会も毎月ではないですが、開催しておりますのでそういう案件についても話し合いをしております。その中で村長と話し合いをしなければならないという案件は、開催要請をするということになります。そういう機会は増えていくと思います。学校ばかりでなく村の教育全部になります。

○総務課長

そのほか何かございませんか。よろしいでしょうか。そうしましたら、田舎館村総合教育会議設置要綱（案）ということでご説明しましたが、案を取っていただいて、この設置要綱を定めまして、総合教育会議を進めて参りたいと思います。それでは、要綱が決まりましたので次第に従いまして、議題に入らせていただきます。設置要綱により議長は村長ということになりますので、本日の議題であります田舎館村教育大綱について村長に進めていただきたいと思います。

○鈴木村長

それでは、議題に入ります。括弧1の田舎館村教育大綱についてを議題といたします。説明をお願いします。

○教育課長

はい。それでは私から田舎館村教育大綱について説明させていただきます。4ページから8ページまでということになっておりますので、見にくいと思いますがご容赦願います。まずは8ページをご覧ください。教育大綱のイメージということで作らせていただきました。田舎館村教育大綱が一番上にありまして、次に教育の基本理念、それから田舎館村の教育像、これは田舎館村教育方針をもとにしております。この中には田舎館村村民憲章と整合性を取るというかたちにしております。田舎館村の生涯学習、学校教育、社会教育、乳幼児教育、生涯スポーツ、地域活動、文化活動と文化財、村内の教育施設ということで田舎館村の教育像をまとめて、教育の基本理念として考えていきたいと思っております。それでは4ページにお戻りください。田舎館村教育大綱、第1章はじめに。教育のグローバル化が進み、地球環境や社会情勢の課題が増加するにつれて、その影響を受ける村では、教育の重要性がますます高まりつつある。その対策としては、このような時代に対応できる村の人材を育成するため、情報教育の推進や国際化に伴う英語教育、ふるさと学習などを積極的に取り入れていく必要がある。そこで、村内全ての保育園と協力しながら、小学校と中学校による9年間の一貫教育を目指し、本村の学校教育や社会教育の推進、生涯スポーツの振興、芸術文化の振興と文化財の保護・活用、教育施設の充実について総合的な施策の体型を示すため、田舎館村教育大綱を定めるものである。1 田舎館村教育大綱の位置付け。田舎館村教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、本村の教育行政を推進するための指針として、田舎館村民憲章及び地域の活性化や教育振

興に関する基本的な方針と施策を示した田舎館村の教育をもとにして位置付ける。この大綱は、村長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議し、調整した上で策定するものである。大綱の実施期間としまして、大綱の実施期間は、平成27年度から31年度までの5年間とするが、今後の社会情勢や教育改革等を踏まえ、適宜改定するものである。

3 田舎館村が目指す教育。括弧1 グローバル教育。田舎館村が田んぼアートの村として世界的にも知られ、本村を訪れる観光客は国内外を問わず年々多くなっている。本村は農村地帯であるにもかかわらず田んぼアートによってグローバル化が進み、国際色豊かとなり、現在では、村内の保育園が英語指導を取り入れ、小学校では全学年が国際化を設定し、国際交流と英語学習に力を入れている。このことで中学校での英語学習が以前よりも活性化され、今では村内の子どもたちが小さい頃から英語に慣れ親しんでいる。これらのことを、村の教育の一環として位置付けていき、将来的には社会教育も含めたグローバル教育を目指し小中学校一貫教育につないでいきたい。括弧2 基本的な生活習慣と学習意欲の向上。家庭学習が十分に定着していないために、基礎的・基本的な知識が身につけていない子どもが多い。そこで、家庭教育にも積極的に力を入れ、幼児期から基本的な生活習慣を身につけさせる意識を家庭に持たせるとともに、学習意欲を持てるよう毎日の家庭学習の大切さを保育園と協力しながら村全体の教育を向上させていく。第2章、教育の基本理念。輝かしい歴史と伝統に誇りを持ち、主体的に対応できる村民の育成。1 村の活性化は、生涯学習を通して人づくりから始める。2 村の夢実現を目指し、社会で生き抜く力を身につけさせる。3 歴史ある田舎館村を誇りとし、社会に貢献できる人材育成を目指す。第3章、田舎館村の教育像。1 学校教育、括弧1、豊かな心を育てる道徳教育を重視し、正しい判断力と道徳心を育てる。括弧2、基礎的・基本的な学習力を身につけさせ、健康を意識した生きる力を育成する。括弧3、基本的な生活習慣を身につけさせ、一人一人を大切にしたい生徒指導を行う。括弧4、将来、どんな社会人になりたいのか目的意識を持ったキャリア教育を行う。括弧5、障害を持つ子供たちが、自立し社会参加ができるような人間に育てる。括弧6、自然環境と人間のかかわりについて理解と関心を深める環境教育を推進する。括弧7、伝統や文化を大切にする心を育て、国際コミュニケーション能力を育成する。括弧8、ICTを教育に適切に活用するとともに、情報モラル教育を推進する。括弧9、学校と家庭と地域が連携した特色ある教育活動の実践的研究を行う。括弧10、学校経営に村民憲章を生かした教育活動を実践する。2 社会教育、括弧1、幼児から高齢者まで生涯学習の機会を充実させ、社会参加活動を促進させる。括弧2、保護者を対象にした家庭教育を充実させ、青少年育成活動を推進する。括弧3、生涯学習と社会教育の基盤整備を行い、社会教育団体の連携を活性化させる。括弧4、学校と家庭、地域の連携を強化し、人材・グループの育成を行う。3 生涯スポーツ、括弧1、スポーツ指導者の養成を行うとともに、スポーツ指導者の資質を向上させる。括弧2、社会教育施設を積極的に開放するとともに、学校教育施設の活用を促進させる。括弧3、スポーツ・レクリエーション活動を普及させ、健康づくりを推進する。4 芸術文化と文化財、括弧1、芸術文化への意識の高揚と活動を推進し、伝統芸能後継者の育成をする。括弧2、文化団体、サークル等の組織を充実させ、各団体の連携を図る。括弧3、文化財施設を積極的に利活用させ、指定文化財や無形文化財を保護・啓発を行う。括弧4、田舎館村誌の啓蒙を図るため、学校教育や社会教育に積極的に利活用する。5 教育環境づくり、学校教育施設と社会教育施設の機能を充実させ、

施設の活用を促進させる。7ページをご覧ください。第4章です。教育の基本理念と田舎館村村民憲章の相互性ということで、左側に教育の基本理念、右の方に田舎館村村民憲章を載せております。大綱については説明を終わります。すいません、人財の財というのは財産の財を使っております。本来の日本語では材料の材なんでしょうけど、これは青森県の三村知事が盛んに人づくりというか、人は財産ということでこの財を使っておりますので、我が村でも財産の財を使わせていただいております。

○浅利委員

企業でも財を使うのが多くなっている。

○鈴木村長

この大綱は教育全部はいつている。

○教育課長

全て網羅しております。順番はあると思いますが。

○鈴木村長

この中から重点要綱を絞り込む必要がありますね。みんなできれば越したことはないけど。委員の皆さんご意見をお願いします。

○佐野教育委員長

大綱の実施期間についてですが、5年間とする根拠があるのでしょうか。5年間として1年目は何をやって2年目は何をという考え方をしていかなければならないと思いますが。

○教育課長

平成27年度から31年度までとしております。この期間が長いのかどうか、また、単年度で重点目標を決めていくのかについては、事務局としては意識はしておりません。平成27年度は2ヶ月少ししかありませんので、実質4年間ということになります。教育委員と村長の任期が4年となっております。新教育長になると3年任期です。そこでこの大綱が新教育長になったときに変更するとか、首長が変わったときに大綱を変更するというのを反映させるためにこのようにしました。今年の11月に村長選挙、来年の11月に教育長の任期がきれます。このまま今の大綱でいけばいいんでしょうけど、その時点で考え方も変わり大綱も変更する可能性もあるのかなと思っております。5年間という期間については特別な意味合いはもっておりませんが、これからの社会情勢等の変化で適宜改正するという方が大きいのかなと思っております。年度ごとの重点事項については会議の場で決めていただければと思います。少し回答にならないのかもしれませんが。

○佐野教育委員長

これは学校現場にも降りていくわけですよ。私も現場のことを思い出すと、この大綱がきたときに、どのように実施していくか、どこを重点的にやっていくかということを考えてしまいます。いいことは前のように小学校3校ではなく1校ですから、学校によってばらつくということは無くなっていますから。小中一貫校を考えた場合、小学校と中学校で話をすれば連携がとれます。話しやすいです。学校としていただいたときに困ると思いますが。

○教育長

この大綱は学校へ渡しません。大綱ができましても教育の基本理念、教育方針は従来と変わっておりませんので、教育のやり方が変わるということはありません。

○教育課長

学校にはこの大綱ではなくて、教育方針や村の教育というかたちで学校現場に降りていくこととなりまして、それをもとに学校運営をしていただくというかたちになります。

○村長

いじめの問題は一般の方の参画がなければ解決できない。学校内で解決するものではない。この大綱は一般の方に協力等をしていただく、そのようなとき大事になってくるものだと思います。これからの教育委員会の体制が大幅に変わりますね。

○教育長

そうです。責任の明確化というのが一番だと思います。今までは教育委員長に説明してください、教育長が説明してくださいということで、どっちに責任があるかわからないということで、新教育長がでてきたものと思います。教育長と教育委員長が1つになることで教育長が責任を持つということになります。首長の責任とか教育委員会の責任とならなくなります。これからは教育委員は任期4年ですが、新教育長は3年となるわけですので、教育長の責任も重く持たせているのだと思います。

○教育課長

ただいまの教育長がいわれたことは、資料1の2の改正の概要の括弧1になります。教育行政における責任体制の明確化というところです。教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者を置く、というところです。さらに、教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命し任期は3年です。教育委員の任期は4年となっております。教育長は首長が直接任命することになりますので、責任も首長、議会にもあるということになります。ですから、教育委員会も今後変わっていくかたちになります。

○村長

そのほかありませんか。

○久保田委員

資料を見て今まで小中一貫教育という言葉が今まで教育委員会にあったかなと思ひまして、このような文言が入っているので村長の意向も入っており、前と違うのかなと思っております。グローバル教育を目指し小中学校一貫教育につなげたいとあり、いいと思っております。

○村長

村長一貫教育をやっているところを視察にいったもいいと思っている。村は小中学校1校ずつということで、良くできると思っている。通学距離もあまりないし、中心に中学校があるし、良い環境にある。前の教育とだいぶ変わると思うので、教育者の選定も重要と思う。楽しい学校ができるのではと思っております。みんなでがんばりましょう。

○教育長

いじめ問題とか学力問題は、一貫校になることで解決できることもあると思う。小中学校の先生の交流もできることで、学力問題は解決できることもあるだろうし、いじめ問題についても、小さい子どもたちの面倒を見ることでいい環境ができることで、解決できる部分もあると思う。村長の意見を大綱に反映して、それを受けて教育方針のもとに教育委員会で動いていく。小中一貫校についても国が法律を改正して基準を定めておりましたので、小学校から中学校までを前期3年・中期4年・後期2年とか、校長1人に対して、教

頭を3人にするとか、相当変わってくるものと思われま

○村長

その他ございませんか。それでは大綱についてはこのように決定します。議題の2つめその他について事務局からお願いします。

○教育課長

はい。資料2をご覧ください。先ほどから皆さんで小中一貫教育についてお話しされているようですが、教育長からもありましたが、義務教育学校設置の法的根拠が今年4月1日から施行されます。小中一貫については法的には無かったのですが、学校教育法等の一部を改正するというので、資料2をご覧くださいと思います。1法律の概要、括弧1、小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化ということで、国で制定しております。趣旨位置づけとしまして、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校を新たな学校の種類として規定しております。設置者については、今までと変わらず国公私いずれも設置が可能です。設置義務については、市区町村には、公立小・中学校の設置義務があるが、義務教育学校の設置をもって設置義務の履行ということになります。目標と修業年限については、義務教育学校の目的として心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこととされており、9年となっております。今までも小学校6年、中学校3年の9年となっておりますが、前期6年、後期3年という区分でもいいのですが、先ほど教育長からもありましたが、前期・中期・後期と分けることも可能です。教職員関係としまして、市区町村率の義務教育学校の教職員給与は、国庫負担の対象、今まで通りです。この部分は先生は大変だと思われま

○村長

国庫負担補助について、2分の1は出るということですか。

○教育課長

そうです。ただし、補助対象経費の2分の1となります。補助対象以外が相当額を占めると思われま

○村長

皆様から何かございませんか。無ければ会議を閉じたいと思います。ありがとうございました。